

事業所5. 特定非営利活動法人たんがく 複合型サービス上村座

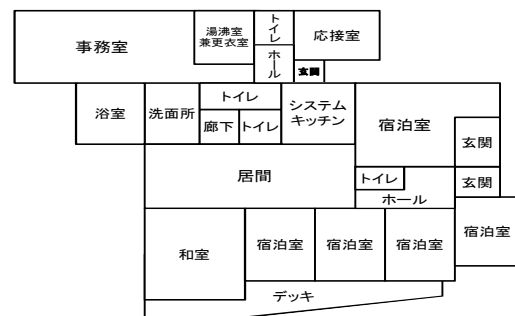


＜事業運営上のポイント＞

- 利用者は医療的なケア必要な重度の人から要介護1まで様々であることから、通いのレクリエーションは統一プログラムではなく、選択式としている。
- 地域の高齢女性のサークルが定期的に事業所に集まり活動したり、事業所に売店を設けて地域が売りたいものを持ち寄るなど、事業所を活用してもらっている。地域住民とのつながりができ、事業所運営について相談したり、意見をもらったりしやすくなる。

1. 事業所の基本情報

| | | | | |
|-------------|---|------------|---------------|--|
| 法人種類 | 特定非営利活動法人 | 法人名 | 特定非営利活動法人たんがく | |
| 所在地 | 福岡県久留米市 | 開設年月 | 平成25年4月 | |
| 併設事業所・関連事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護ステーション（開設時期：平成23年1月） ・居宅介護支援事業所（開設時期：平成23年1月） ・訪問介護事業所 ・ホームホスピス | | | |
| 定員 | 登録定員：25人 通い：15人 泊まり：8人 | | | |
| 利用登録者数 | 17人（平成27年2月時点） | 利用者の平均要介護度 | 3.5 | |
| 実費負担 | 泊まり：1,500円 食費：朝・昼・夕 各500円 | | | |
| 看護職員数（実人数） | 12人 | 介護職員数（実人数） | 6人 | |
| 勤務体制 | <p>【看護職員】7：00～16：00 9：00～17：00 15：00～22：00 17：00～10：00（宿直：1名）</p> <p>【介護職員】7：00～16：00 9：00～17：00 16：00～10：00（夜勤：1名）</p> | | | |



2. 看護小規模多機能型居宅介護事業所を開設・移行した経緯、開設・移行の際に工夫した点

- ・開設にあたり、市や看護協会から指導を受けながら対応するとともに、看護小規模多機能型居宅介護事業所へ見学に行くなどした。
- ・経管栄養や胃ろうなど、医療ニーズの高い人に対応した小規模多機能の事業所は、地域包括ケアの視点からも地域に必要であると感じ開設に至った。

3. サービス提供体制・利用者の特徴等

<利用登録者数、定員等>

- ・登録定員は25人だが、平成27年度より29人にする予定である。
- ・利用登録者数17人のうち、通いのみの利用者が7～8人、泊まり（ロングステイ）のみの利用者が6～7人である。
- ・泊まりは、ロングステイでなければ、他に1日に1～2人は受け付け可能である。

<利用者の特徴>

- ・胃ろう、人工肛門、人工透析、難病で呼吸障害などの医療的ケアが必要な重度の人から、要介護1の人まで、状態は様々である。

<建物の特徴>

- ・元酒屋だった場所に、元の建物の梁などを活用した古民家風の事業所を新築した。
- ・泊まり用の宿泊室は2人部屋が2室、1人部屋が4室あり、泊まりの定員は8人である。
- ・浴室はリフト浴に対応しており、一般の通所介護事業所では対応できない重度の人の入浴も可能である。
- ・建物内は全てバリアフリーで、トイレや浴槽内の手すりの位置を工夫している。リビングに手すりは少ないが、テーブル等を伝って、バランスを取りながら歩くことで自立支援につなげている。



- ・地域住民が利用できるスペースや表通りに面した入り口横に売店を設けている。地域の人が野菜など売りたいものを持ち寄り、一律 100 円で売っている（売上は持ち込んだ人の収入に）。



<併設サービス>

- ・訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所を併設している。
 - ・訪問看護ステーションの利用者数は、看護小規模多機能型居宅介護の利用者も含めて 50 人である。
- 訪問看護ステーションの看護職員は全員が看護小規模多機能型居宅介護との兼務である。法人側の立場に立って主体的に行動してほしいと考え、正規雇用を基本としている。

<サービス提供範囲>

- ・サービス提供範囲は、泊まりの人は片道 1 km 程度、通いは車で 30 分以内を目安としている。

<市の公募へ応募>

- ・看護小規模多機能型居宅介護の開設にあたっては、久留米市が看護小規模多機能型居宅介護の公募を行い、そこへ応募した。当事業所を含め 4 事業所が応募し、市内に 4 か所が開設された。行政が看護小規模多機能型居宅介護の開設に積極的だった。

4. サービス提供の特徴

<退院直後の対応>

- ・退院後に在宅で看られない場合、泊まりを利用する。泊まりの期間は 3 か月までと設定しており、3 か月を過ぎても在宅に戻ることが難しい場合、例えば認知症の利用者は、グループホームへ入所するなどしている。

<ターミナル期への対応>

- ・がん末期で余命があと 3～4 か月と言われて退院してきた人などを受け入れており、当事業所のサービスを利用しながら 3 年間生きたという人もいた。
- ・ターミナル期で、退院直後に泊まりで利用を開始した場合、在宅へ戻る人は少ないが、中には退院直後、落ち着くまで、泊まりを利用し、在宅へ戻るという場合もある。週 3 日は自宅、3 日は泊まりとできれば、そのようにする。
- ・泊まりで利用している間は、事業所へ往診に来てもらう。

<通いの特徴>

- ・利用者は医療的なケアが必要な重度の人から要介護 1 まで様々であることから、通いのレクリエーションは、統一のプログラムではなく、様々な状態の人が楽しむことができるように選択

式としている。

- ・通いでは、理学療法士を2名配置して機能訓練を行っている。

5. 介護職員と看護職員の協働・連携

<情報の共有による迅速な連携>

- ・介護職員は、日常のケアの中から得られた情報を事前に看護職員から得た情報に照らし合わせ、利用者の変化を早期に把握し、看護職員に伝えている。適切な医療、介護ができるように努め、看護小規模多機能型居宅介護における看護職員との密で迅速な連携の必要性を学んでいる。

<共同で計画を見直し>

- ・看護小規模多機能型居宅介護の計画は介護職員、看護職員、共同で見直している。計画の見直しは3か月毎に行っている。
- ・看護職員、介護職員の間で、利用者・家族の問題発生や病状変化時などにも、随時カンファレンスを開催し、計画やケア内容を見直している。

6. 介護職員・看護職員の確保・育成

<年間研修計画の作成>

- ・年間研修計画（社内・社外）のもと、可能な限り研修に参加している。研修後の報告書を作成し、知り得た情報を共有するため、事業所会議で勉強会を開催し、質の向上に努めている。

7. 利用者の確保方法

- ・利用者は病院からの紹介が7～8割を占めている。訪問看護が中心となり、病院に対して、医療依存度の高い人でも受け入れ可能であることを提案している。
- ・受け入れ後は、多職種との連携を図り、安心して在宅生活を送れるよう、医療、介護で全面的にサポートしている。実績を残していくことが利用者の確保につながっている。

8. 関係機関、地域との連携

<外部の介護支援専門員との連携>

- ・外部の介護支援専門員とは、利用者を引き継いでからも、状況を報告することで、連携を保っている。退院した病院にも様子を伝えている。

<地域の病院、在宅医との連携>

- ・病院で実施する退院前カンファレンスに参加しており、統括部長（看護師）と介護支援専門員が参加する。退院前カンファレンスが開催される際には、病院から声がかかる。家族、主治医も参加する。
- ・地域の病院の看護小規模多機能型居宅介護への理解は、ここ一年くらいで進んだ。病院のMS

Wには、一人でも利用があると理解してもらうことができる。1度つながりができると、その後も紹介してもらえる。

- ・病院の看護師や医師などは、地域包括システム、介護保険制度などへの理解があまり進んでいないが、ある病院の医師が、事業所を見に来て、すばらしいと言って、自分の父親を預けたということがあった。
- ・MSWの企画で、往診医、病院の医師、看護師を対象とした研修会が開催され（参加者150人ほど）、そこで当事業所の紹介を行った。病院の職員にとって、在宅介護に関心あっても、情報は少ない状況にあり、病院を対象とした介護保険や在宅介護に関する研修会などの取組は、病院にとって必要であると感じる。
- ・病院への情報提供の方法は、直接パンフレットを持っていき、MSWと顔見知りとなり連携を図っていくことが多い。利用定員に余裕がある際に声をかけると、カンファレンスの際に看護小規模多機能型居宅介護の利用を提案してもらえる場合がある。
- ・熱心な在宅医が近くにおり、その医師と連携していることも事業運営に大きな影響を与えている。当事業所の発展につながった。

<実習の受け入れ>

- ・看護学生の実習を受け入れている。受け入れ期間は2週間である（制度が変わり、実習期間は4日から2週間となった）。
- ・看護学生には在宅を知ってもらいたいと考えており、看護小規模多機能型居宅介護を知っておくことで、病院で働く際に退院時の視点が変わってくる。

<地域との連携>

- ・事業所の地主は地域に根差した人で、地域の高齢女性のサークル（美婆会）の会長でもある。40年以上続いているサークルで、週に1回、9時半からお昼過ぎまで、当事業所に集まって活動している。15~16人の会で、80~90歳の人が多い。
- ・地域住民に事業所を活用してもらうことで、当事業所も、何か困ったことがあれば地域の人に相談することができる。地域にとって、この事業所がどうあったよいかを考え、事業所を育ててくださいと伝え、意見をもらっている。地域とは良好な関係を築いている。
- ・運営推進会議は、2か月に1回、開催しており、町内会長、地域包括支援センター、行政、美婆会、民生委員、地元の人、家族代表などが参加している。